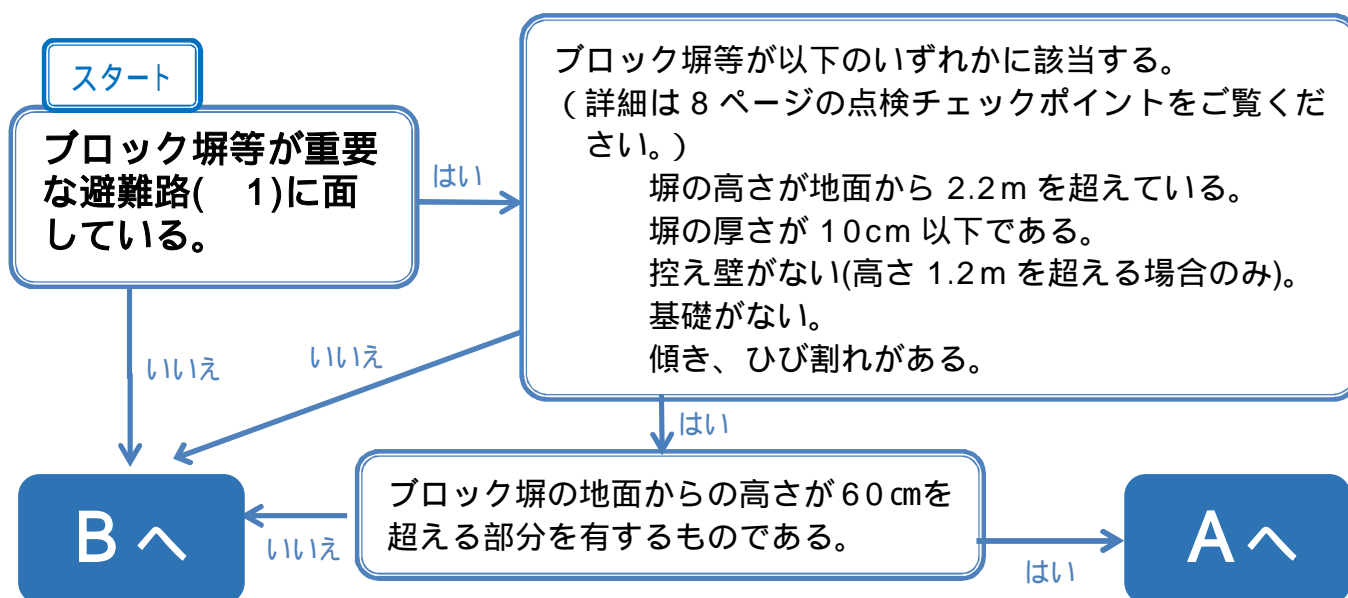


ブロック塀等の安全対策に係る補助制度のご案内

宇治市では、ブロック塀等の安全対策に係る緊急措置として、補助制度を創設しました。この機会に点検し、安全性が確認できなかったブロック塀等は、至急撤去するなど、安全対策を行って下さい。

なお、ブロック塀等の撤去等安全対策については強制的に実施を求めているものではなく、所有者様・管理者様によりご判断願います。撤去等安全対策をする際は本補助制度を是非ご利用ください。

補助の対象については、以下のフローで確認して下さい。



1 P4,5 <重要な避難路 路線図> 参照 (市地域防災計画に設定する重要な避難路)

A

そのブロック塀は危険です！早急に撤去等による改善を行いましょう。
(補助制度2～3ページ参照)

B

撤去経費の補助制度の対象外ですが、ご自身でブロック塀等の点検を行い、危険であれば改善して下さい。(お問い合わせ先：宇治市都市整備部建築指導課)

本件に関するお問合せ先 補助の申込先

宇治市 都市整備部建築指導課

TEL : 0774-20-8794 FAX : 0774-21-0409

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時(土・日・祝日・年末年始を除く。)

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所 庁舎4階 宇治市都市整備部建築指導課

以下のアドレスで直接「ブロック塀等の撤去等を支援しています。」のページを閲覧することができます。 <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/32/7032.html>

ブロック塀等の撤去等に関する

補助制度のご案内

～宇治市ブロック塀等緊急安全対策支援事業～

< 重要な避難路に面するブロック塀等 >

利用期間：～2020年度末

今年度限り！

制度が利用できる方

自己の所有するブロック塀等を耐震診断、撤去処分、建替え（撤去+新設）、耐震改修する方
他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て耐震診断、撤去処分、建替え（撤去+新設）、耐震改修する方（ブロック塀等の関係者（近隣住民、施設管理者等）に限る。）

対象となるブロック塀等の形状

コンクリートブロック塀、レンガ及び大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）で地面からの高さが60cmを超える部分を有するもの

対象となるブロック塀等の場所

宇治市地域防災計画において、設定されている重要な避難路に面するもの
安全対策が必要なブロック塀等に限ります。

補助対象工事等の要件

地面よりも上部に存するブロック塀等（基礎を含む。）の**全部又は一部の耐震診断、撤去処分、建替え（撤去処分+新設）、耐震改修**（耐震診断以外は、安全性に問題があるものに限る。また、撤去の場合、高さ60cm以下にすること。）

補助金額

次の **又は** に掲げる金額のうち、低い金額の2/3（上限40万円）

ブロック塀等の耐震診断、撤去処分（ブロック塀等の基礎の撤去費用を含む）、建替え（撤去+新設）、耐震改修に要する経費

ブロック塀等の耐震診断、撤去、建替え（撤去+新設）、耐震改修しようとするブロック塀等の長さに80,000円/mを乗じた金額

【補助金額の計算例】長さ10mのブロック塀等の撤去工事に15万円要する場合

（ブロック塀等の撤去処分に要する経費） $150,000 \text{円} < 10\text{m（長さ）} \times 80,000 \text{円}$
 $= 800,000 \text{円}$

基準額： $150,000 \text{円} \times 2/3 = 100,000 \text{円}$

基準額： $400,000 \text{円}$ （上限金額）

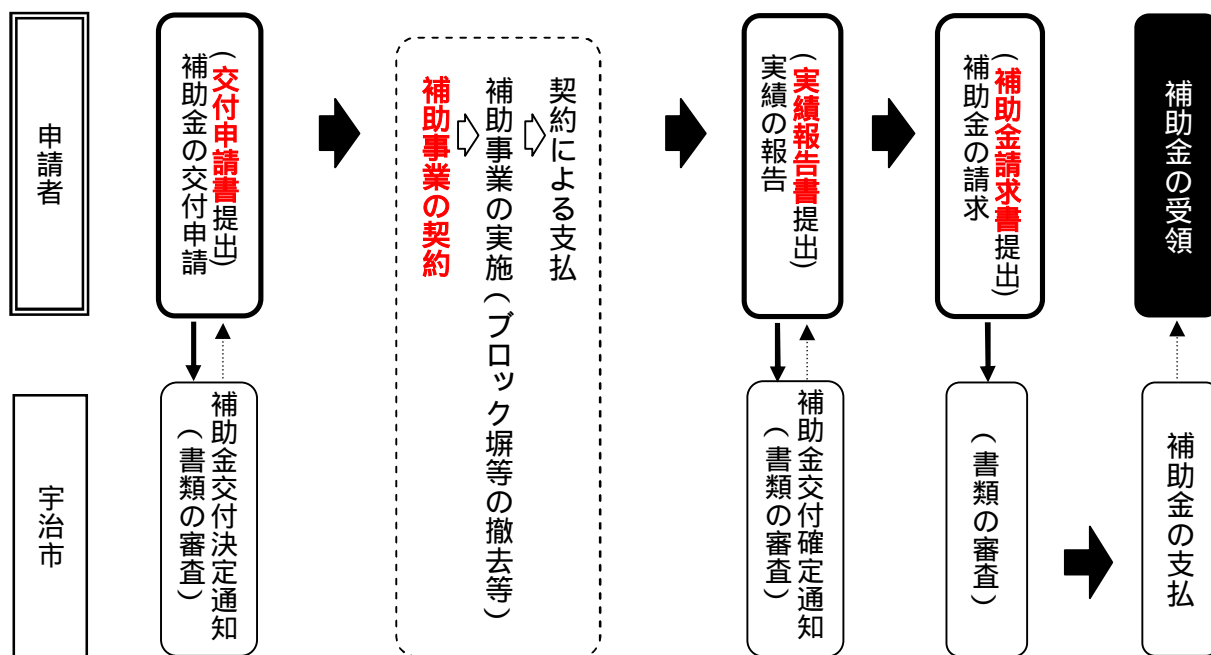
補助金額は、基準額 の $100,000 \text{円}$ （1,000円未満の端数を切り捨てた額）となります。

受付期間

～2021年1月22日（金）

予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

主な手続の流れ



交付申請書提出、 実績報告書提出、 補助金請求書提出 の際は、お手数ですが、本人(委任されている場合は代理人でも可)が窓口までお越しください。

⚠ 注意事項

補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の契約をしていただく必要があります。

補助事業は、2021年3月31日までに補助実績報告書(上「主な手続きの流れ」の手続き)の提出をしていただく必要があります。

補助金の交付申請に必要な書類

下表の<共通>に掲げる書類全てと該当する<補助対象工事等>ごとに掲げる書類を提出してください。(その他市長が必要と認めた場合、下表以外の書類を求める場合があります。)

		必要な書類	書類の内容又は留意事項
共通		交付申請書()	
		付近見取図	
		補助対象工事等の見積書の写し	施工業者が発行し、補助対象費用の明細がわかるもの
		収支予算書()	
		工程表	
		ブロック塀等の所有者であることが分かる書類	例) 登記簿謄本(写し)、納税通知書(写し)等
		同意書	所有者等と当該申請者が異なる場合に限りませう。
補助対象工事等	耐震診断	現況概略図	補助対象ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等
		建築士等の身分を証明するものの写し	
		現況写真	補助対象ブロック塀等の全景及び高さ
	撤去工事	現況概略図	補助対象ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等
		現況写真	補助対象ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの
	建替え	現況概略図	補助対象ブロック塀等の寸法が記載された配置図、断面図等
		新設する塀又は柵等の計画図	配置図、断面図等、その他建築基準法に適合することを認めることができる図書
		現況写真	補助対象ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの
	耐震改修	耐震診断の結果報告書(任意様式)及び構造計算を行った場合は構造計算書	
		耐震改修後の構造計算書及び設計図	構造計算書:「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)に基づくもの 設計図: 配置図、断面図、詳細図、仕様書等
		現況写真	補助対象ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの

印の書類は、本市が所定の様式を定めており、申請窓口で配布しています。また、宇治市ホームページからもダウンロードできます。

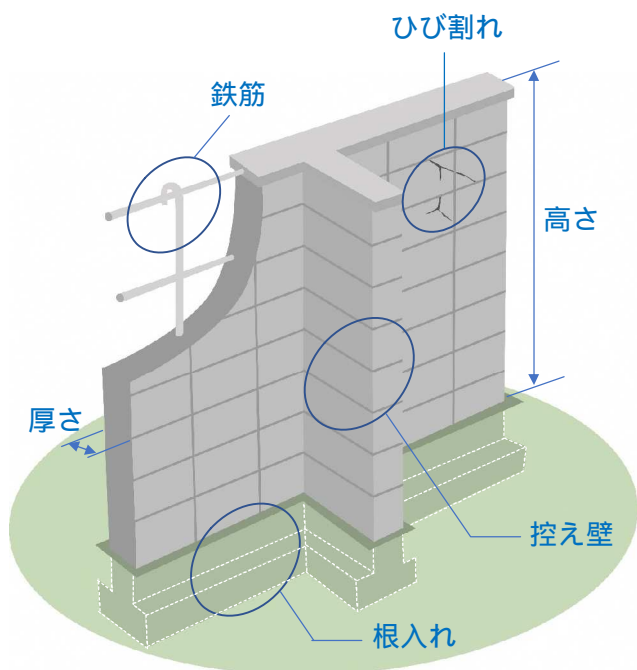
実績の報告に必要な書類

下表の〈共通〉に掲げる書類全てと該当する〈補助対象工事等〉ごとに掲げる書類を提出してください。（その他市長が必要と認めた場合、下表以外の書類を求める場合があります。）

		必要な書類	書類の内容又は留意事項
共通		実績報告書（ ）	
		補助対象工事等の契約書の写し	契約日は交付決定日以降であることに留意してください。
		補助対象工事等に要した経費を支出したことを証する領収書の写し	
補助対象工事等	耐震診断	診断結果報告書（任意様式）及び構造計算を行った場合は構造計算書	
	撤去工事	工事の完了後の状況を示す写真	道路等側から撮影した全景写真
	建替え	補助対象事業の工事中の状況及び完了後の写真	道路等側から撮影した全景写真
	耐震改修	補助対象事業の工事中の状況及び完了後の写真	道路等側から撮影した全景写真

印の書類は、本市が所定の様式を定めており、申請窓口で配布しています。また、宇治市ホームページからもダウンロードできます。

ブロック塀等の点検チェックポイント



(出典)
パンフレット「地震からわが家を守ろう」建築防災協会 2013.1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

1. **塀は高すぎないか**
 - ・ 塀の高さは地面から 2.2m 以下か。
2. **塀の厚さは十分か**
 - ・ 塀の厚さは 10 cm 以上か。(塀の高さが 2m を超えて 2.2m 以下の場合は 15 cm 以上)
3. **控え壁はあるか(塀の高さが 1.2m を超える場合)**
 - ・ 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
4. **基礎があるか**
 - ・ コンクリートの基礎があるか。
5. **塀は健全か**
 - ・ 塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

1. 塀の高さは地面から 1.2m 以下か。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 壁の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

【専門家に相談しましょう】

6. 基礎の根入れ深さは 20 cm 以上か。

【専門家に相談しましょう】

6. **塀に鉄筋が入っているか**
 - ・ 塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 間隔以下で配筋されており、縦の鉄筋は壁の頂部および基礎の鉄筋に、横の鉄筋は縦の鉄筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・ 基礎の根入れ深さは 30 cm 以上か。(塀の高さが 1.2m 超の場合)

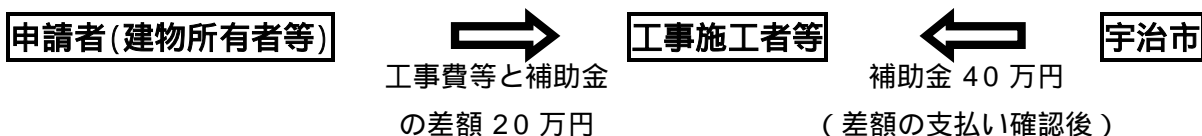
ブロック塀等に関する補助金について代理受領制度が利用できます

代理受領制度とは

申請者(ブロック塀等所有者等)との契約によりブロック塀等改修工事等を実施した者(工事施工者等)が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、工事費等と補助金との差額のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

【工事費等が 60 万で、補助金が 40 万円となる場合の例】



関連する助成制度について

生垣緑化(生垣を新設)を行う場合助成する「緑化助成事業」があります。ブロック塀等撤去補助金と合わせて制度を利用できます。

公益財団法人 宇治市公園公社 問合せ先 0774-39-9393

その他

塀を新たに設置される場合は、塀の仕様、地域によって、工事の前に建築確認申請及び景観計画・風致地区に係る手続が必要な場合があります。

なお、手続が不要な場合であっても、建築基準法の基準に適合したものとする必要があります。

災害に便乗した修理トラブル等にご注意ください。できれば、複数の業者から見積りを取り、契約内容をよく確認しましょう。見積額や工事内容に不安がある方は、建築指導課にご相談下さい。